

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

国分寺市立第六小学校

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめとは（いじめの定義） いじめ防止対策推進法第2条より

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ問題の基本認識（考え方）

全教職員がいじめに対する以下の基本認識をもって対応にあたる。

- ・いじめは絶対に許されない
- ・いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる
- ・どの子供も、被害者にも加害者にもなりうる

いじめによる被害を未然に防止し、早期発見・早期対応を推進するために以下の点を重視して講じていく。

- ①いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。
- ②教員の指導力向上と学校組織全体で取り組む。
- ③学校、家庭、地域、が連携して児童が安心して相談できる環境を構築する。
加えて、状況に応じて警察と連携を図る。
- ④児童たち自身がいじめを考え行動できるようにする。
- ⑤いじめ防止の実効性を点検し、いじめ防止基本方針の見直しを図る。

2 組織の役割と構成員

(1) いじめ対策委員会＊（いじめ防止対策推進法第22条に基づき設置）

- ① 役 割 対策委員会はいじめ防止に関する措置を実効的に行うために組織的に対応する。
 - ・課題を抱えている児童の現状や指導についての情報交換
 - ・いじめ事案の確認と対策案の検討
 - ・当該児童への指導 当該保護者への対応
 - ・学級、学年の指導体制の支援
 - ・いじめ防止、早期発見、早期対応のための対応
 - ・外部機関への協力要請 等
- ② 構成員 校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、当該児童担任・学年主任
- ③ 開 催 定期的（年4回）に会を開く他に、緊急の対応が必要な場合は校長判断で随時招集する。

(2) 学校サイドサポーター

複雑化・多様化した児童の問題行動等への対応が学校だけでは困難な場合に支援を要請する。家庭・地域・関係諸機関の代表者により構成される。

3 いじめの防止

(1) 未然防止の考え方

未然防止の基本は、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。そのために、教育活動全体（生活指導・特別活動・学年、学級経営・各教科の学習等）を通して、未然防止策を講じていく。

(2) 未然防止のための取組

○「いじめ防止等のための基本的な方針」の内容を確認し共通理解を図る。その他に年間3回のいじめの未然防止に関わる研修を実施する。（生活指導全体会、特別支援教育研修会、いじめ防止研修会）

○「いじめの重大化を防ぐための留意事項集（こども家庭庁・文部科学省）」や「いじめの重大化を防ぐための研修用事例集」を活用し、教員の意識を高める。

○児童や学級の実態を把握するために、児童のいじめに対する意識調査や実態調査を行う。面談や聞き取りからの情報共有を行い、早期発見にもつなげる。

○いじめ防止、人権尊重の視点を入れた学級経営の充実を図る。

○各教科等や特別活動と連動させ「いじめ防止のための年間指導計画」を作成する。
全児童が参加して学び合い、互いに認め合い、活躍できるよう授業改善を行う。

○「生命の安全教育」に関連した授業を行うことで、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度を児童に身に付けさせる。

○人権を尊重し豊かな心を育てるために、様々な立場の人から人権に関する講話を聞いたり、法に関するいじめ防止の授業（弁護士等による）を実施したりする。

○特別の教科 道徳を要として全学級がいじめに関する授業（「公正、公平、社会正義」「友情、信頼」「相互理解、寛容」「生命尊重」「親切、思いやり」）を年3回実施する。

○全学級で情報モラルに関する授業やネット上の人権侵害情報に関する相談の周知を行う。また、家庭と連携してルールづくりや見直しなどの協力を依頼する。

○友人関係や集団づくり、社会性の育成を通して、人とのかかわることの喜びや大切さに気付くこと、かかわりを深め自己有用感を獲得することができるようにする。

○児童会における活動等、児童の主体的な参画による、いじめ問題への取組を継続的に行う。

4 早期発見

(1) 早期発見の考え方

早期発見の基本は、児童のささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確にかかわりをもち、いじめを隠したり軽視したりす

ることなく、いじめを積極的に認知していくことである。

（２）早期発見の取組

- 日常において呼名による出席確認、ノートや提出物等の変化を意識して確認する。教職員のいじめに気付く力を高めるために、年間を通して研修資料を活用した校内研修を実施する。
- 早期発見のための手だてとして、児童の状況の把握に努める。
定期的なアンケート調査（６、１１、２月の年３回）、いじめ発見のチェックシート（毎月）、児童と担任の二者面談（面談が必要な児童は随時）を行う。
アンケートに挙げた内容については、児童の立場になって捉え、軽微なものだと判断せずに、聞き取った内容を被害児童、加害児童の保護者に伝える。
- ＳＣによる５年児童の全員面接（１学期中）を実施する。
ＳＣの紹介や相談方法の周知を行い、相談箱の設置・活用を工夫する等、全児童が相談しやすい環境づくりを行う。
- 保護者との情報交換をこまめに行い、友達関係や言動等の小さな変化を早期に共有できるようにする。

５ 早期対応

（１）早期対応の考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。そのために、いじめ発見時の対応フロー図を作成・更新する。

（２）早期対応の取組

いじめ対応の基本的な流れ 別紙「いじめ発見時の対応フロー図」参照

- ① 教職員、児童、保護者、地域住民等から情報を集める。
- ② いじめ対策委員会が中心となり、校内組織で指導・支援体制を組む。
- ③ 複数の教員による声かけや見守り、登下校時の付き添い等、いじめを受けた児童の安全の確保を徹底する。また、ＳＣ等を活用し、心理的なストレス軽減を支援する。
- ④ いじめた児童に対する組織的・継続的な観察、いじめに向かわせない指導を行う。
- ⑤ 関係児童（加害、被害とも）の家庭との連絡をとり、事実関係を伝えるとともに、今後の指導や連携方法について話し合う。
＊いじめを知らせた児童に対して、教職員間の情報共有や見守り等を行い、安全を守るよう配慮した取組を行う。
- ⑥ いじめの解消に向けた全教職員による対応と保護者との連携を継続する。
- ⑦ 経過観察及び指導を行うとともに、振り返り、検証評価を行って改善につなげる。

６ いじめの解消に係る判断の基準

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消してい

る状態」とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

S C等の専門家の意見を聞き、被害児童本人及び保護者に対し、児童が信頼できる教職員が、秘密が確実に守られる場所で丁寧に確認する。

また、いじめが解消している状態とはあくまで一つの段階に過ぎず、その状態に至っても再発する可能性があり得る。それを踏まえ、全教職員はいじめを受けた児童及びいじめを行った児童については、日常的に注意深く観察する必要を有する。

7 重大事態の対処

（1）定義 いじめ防止対策推進法より

（ア）「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）

（イ）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手する）

*児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった際は、迅速に対応する。

（2）対処

①重大事態の発生を把握した場合、管理職が市教育委員会学校指導課へ報告する。第2報以降は管理職から連絡と共に必要に応じて記録文書を提出する。

②学校は、重大事態に係る事実関係の調査開始を所定の様式を用いて、市教育委員会を通し文部科学省へ提出する。

③学校は被害児童及び保護者、加害児童及び保護者に調査方針の説明を行う。

④学校はいじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を教育委員会と連携し実施する。必要に応じて各機関から専門的知識を有する者の派遣を市教育委員会に要請する。

⑤市教育委員会は必要に応じて、国分寺市いじめ防止対策審議会に、必要な調査、検証及び検討について諮問する。

⑥学校は調査結果を被害児童及び保護者、加害児童及び保護者に説明する。

⑦国分寺市いじめ防止対策審議会からの答申について、市教育委員会は被害児童及び保護者、加害児童及び保護者に説明する。（市教育委員会からの報告について市長が必要と認めるとき、再調査を子ども家庭支援センターに指示し、実施される。市長は再調査の結果を議会に報告する。）

- ⑧学校は（再）調査の結果を踏まえて、重大事態への対処や再発防止策について、市長及び市教育委員会の指導のもと、必要な措置を講じる。
- ⑨学校は市教育委員会を通し、重大事態調査結果報告書を文部科学省に提出する。